

R8J-PARC アクセス道路の整備  
仕様書

# 目次

I. 共通事項.....	1
1. 工事概要.....	1
2. 一般事項.....	2
2.1. 適用範囲 .....	2
2.2. 適用基準等.....	2
2.3. 図書の優先順位 .....	4
2.4. 官公署その他への届出手続等.....	4
2.5. 建設業退職金共済制度への加入.....	4
2.6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律への対応.....	4
2.7. 工事实績情報サービス（CORINS）への登録.....	5
2.8. 下請業者の届出等.....	5
2.9. 特許権等の使用 .....	5
2.10. 書面の書式及び取扱い .....	5
2.11. 設計図書等の取扱い .....	5
2.12. 機微情報の管理 .....	6
2.13. 関連工事等の調整.....	6
2.14. 疑義に対する協議等 .....	6
2.15. 軽微な変更.....	6
2.16. 工事用設備の設置.....	6
2.17. 工事用地等の使用.....	6
2.18. 工事の一時中止に係る事項 .....	7
2.19. 工期の変更に係る資料の提出.....	7
2.20. 特許の出願等 .....	7
2.21. 埋蔵文化財その他の物件.....	7
2.22. 関係法令等の遵守.....	8
3. 工事関係図書 .....	8
3.1. 実施工程表.....	8

3.2.	品質保証計画書 .....	8
3.3.	施工計画書.....	8
3.4.	施工図等 .....	9
3.5.	リスクアセスメント .....	9
3.6.	工事の記録等 .....	9
4.	工事現場管理 .....	10
4.1.	安全文化の醸成 .....	10
4.2.	周辺公衆への影響について .....	10
4.3.	キックオフ会議 .....	10
4.4.	作業責任者等認定制度 .....	10
4.5.	計画外作業の禁止.....	11
4.6.	施工管理 .....	11
4.7.	監理技術者.....	11
4.8.	電気保安技術者 .....	11
4.9.	工所用電力設備の保安責任者.....	11
4.10.	施工条件 .....	12
4.11.	品質管理 .....	12
4.12.	施工中の安全確保.....	12
4.13.	防火対策 .....	13
4.14.	既存設備等の損傷防止 .....	13
4.15.	交通安全管理 .....	14
4.16.	災害等発生時の安全確保及び通報連絡.....	15
4.17.	工事安全に関する留意事項等について.....	15
4.18.	工事現場に掲げる標識 .....	16
4.19.	施工中の環境保全等 .....	17
4.20.	発生材の処理等 .....	17
4.21.	石綿使用の有無 .....	18
4.22.	工事目的物等の管理.....	18
4.23.	後片付け .....	18

5.	材料.....	18
5.2.	材料の検査等.....	19
5.3.	材料の保管.....	19
6.	施工.....	19
6.1.	施工.....	19
6.2.	一工程の施工の確認及び報告.....	19
6.3.	施工の検査等.....	19
6.4.	施工の検査等に伴う試験.....	20
6.5.	施工の立会い.....	20
6.6.	工法等の提案.....	20
7.	竣工検査.....	20
7.1.	一般検査.....	20
7.2.	技術検査.....	21
8.	週休2日促進工事.....	21
9.	契約不適合責任.....	22
10.	完成時の提出図書.....	22
11.	電子納品について.....	22
II.	特記事項.....	25

# I. 共通事項

## 1. 工事概要

### (1) 工事件名

R8J-PARC アクセス道路の整備

### (2) 工事場所

茨城県那珂郡東海村大字白方 2-4 原子力研究所

国道 245 号線阿漕ヶ浦入口交差点から原子力科学研究所 J-PARC 近傍

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

### (3) 工期

自 契約締結日

至 令和 9 年 10 月 29 日

### (4) 工事概要

本業務は、原子力科学研究所構内南側に位置する大強度陽子加速器施設（J-PARC）に関するものである。J-PARC は国内外の研究者が多数利用する実験施設であるが、現在、入退構は正門に限定されている。

このため、本工事では緊急時の退避や緊急車両等の受け入れを迅速に行うためのアクセス機能の改善を目的として、原子力科学研究所南側に新たな道路を整備し、J-PARC 近傍へ直接アクセスできるようにすることで、緊急時の点検・避難の遅延による重大事故リスクの軽減を図るとともに、平時においては利用者の利便性を向上させ、J-PARC の研究成果の最大化に資するものである。

#### （主要工種）

道路延長：約 500m

設置区間：国道 245 号線阿漕ヶ浦入口交差点から原子力科学研究所 J-PARC 近傍）

道路全幅：約 10m（道路幅員約 3.5m×2 車線、歩道約 2.5m）

付帯設備：排水設備、外灯、フェンス、駐車場、回転場所

準備工事	伐開除根面積	: A=13,300 m <sup>2</sup>
土工事（切盛土工）	切土量	: V=17,500 m <sup>3</sup>
	盛土量	: V=4,000 m <sup>3</sup>
	残土処理	: V=13,400 m <sup>3</sup>
道路工事	舗装工	: A=6,600 m <sup>2</sup>
排水施設工	函型側溝	: L=1,100m
法面工		: 一式
付帯設備工事		: 一式
区画線工		: 一式
構造物撤去		: 一式

### (5) 工事範囲及び放射線管理区域

工事範囲：本仕様書及び工事内訳書、図面に依る。

工事区域：管理区域 ・ 非管理区域 ・ （ ）

(6) 原子力規制委員会の設計及び工事の計画の認可について

対象工事 ・ 対象外工事

(7) 使用前事業者検査について

対象工事 ・ 対象外工事

使用前事業者検査対象の工種については、本仕様書に定める検査の他、発注者検査、使用前事業者検査に対応すること。対象工種は付帯設備である新設フェンスの外観検査を予定しており、詳細は原子力機構より別途指示する。なお、検査がスムーズに進められるよう、検査に使用する計測機器類、治具等を事前に準備しておくこと。また、検査前に自主検査記録を原子力機構に提出すること。

(8) 原子力機構が規定する秘密性を要する情報の取扱いについて

対象工事 ・ 対象外工事

(9) 別契約の関連工事

あり ・ なし

(10) 支給・貸与品

工事に電力：有償

工事に水：有償

工事に土地：無償

その他：特になし

## 2. 一般事項

### 2.1. 適用範囲

本工事仕様書（以下「仕様書」という。）は、原子力機構が発注する「R8J-PARC アクセス道路の整備」に適用する。

### 2.2. 適用基準等

(1) 受注者が、工事を実施するに当たり適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は(5)による。

(2) 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ原子力機構担当者と協議し、承諾を得なければならない。

(3) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

(4) 原則として、適用基準等は工事開始時における最新版を用いるものとする。

(5) 本仕様書及び設計図に特記なき限り、以下に示す基準類によるものとする。

(ア) 適用法令

- ・ 建築基準法、建設業法、消防法、同施行令及び関係諸法規
- ・ 労働基準法、労働基準法施行規則、労働安全衛生法
- ・ 原子炉等規制法、試験研究の用に供する原子炉等に係る関係法令、並びにこれらに関連した原子力規制委員会規則、内規等
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱、土木工事安全施工技術指針、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、公害対策防止法、騒音規制法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)、エネルギーの使用合理化に関する法律(省エネ法)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- ・ その他、関係法令、条例等

(イ) 適用規格、基準

【土木】

- ・国土交通省関東地方整備局「土木工事標準仕様書」
- ・国土交通省関東地方整備局「土木共通工事仕様書」
- ・国土交通省関東地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値」
- ・国土交通省関東地方整備局「土木工事写真管理基準」
- ・国土交通省「土木工事数量算出要領」
- ・国土交通省関東地方整備局「共通仕様書（測量業務・土質地質調査業務・設計業務）」
- ・土木学会「コンクリート標準示方書」
- ・土木学会「舗装標準示方書及びその他設計施工指針」
- ・日本道路協会「舗装設計施工指針」
- ・日本道路協会「舗装施工便覧」
- ・日本道路協会「道路構造令の解説と運用」
- ・日本道路協会「アスファルト舗装要綱」
- ・官庁営繕関係統一基準
- ・日本産業規格（JIS）及び関係規格
- ・建築工事標準仕様書（JASS）
- ・原子力機構規定、規則等
- ・その他関係学会基準及び協会基準等

【電気設備】

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」
- ・電気設備工事監理指針
- ・日本産業規格（JIS）及び関係規格
- ・電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・日本電気工業会規格（JEM）
- ・内線規程（JEAC8001-2016）
- ・日本原子力研究開発機構 電気工作物保安規程・規則
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」
- ・日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」
- ・原子力機構規定、規則等
- ・その他関係学会基準及び協会基準等

【機械設備】

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」

- ・日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」
- ・日本産業規格（JIS）及び関係規格
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」
- ・空気調和・衛生工学会「空気調和・衛生工学便覧」
- ・日本機械学会「機械工学便覧」
- ・原子力機構規定、規則、標準等
- ・その他関係学会基準及び協会基準等

### 2.3. 図書の優先順位

設計図書の優先順位は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 原子力機構の文書による指示、回答
- (2) 工事仕様書
- (3) 図面
- (4) 設計内訳書

### 2.4. 官公署その他への届出手続等

- (1) 当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた受注者（以下「受注者」という。）は、工事の着手、施工及び完成にあたり、受注者の行うべき関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な申請、届出、手続等について、受注者の負担と責任において遅滞なく行う。
- (2) (1)の申請、届出、手続等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に原子力機構監督員（以下「監督員」という。）に報告する。
- (3) 原子力機構が行う官公庁等に対する工事に必要な手続きのうち、原子力機構から協力依頼のあるものについては協力する。
- (4) 本仕様書に定める試験、検査の他、原子力機構が受検する官公庁等の諸検査について協力、助勢を行う。

### 2.5. 建設業退職金共済制度への加入

- (1) 建設業退職金共済制度に加入し適切に運用すること。また、掛金収納書（契約者が発注者へ）及び共済証紙購入額計算表（共済証紙購入の考え方）を監督員に提出すること。また、契約の増額変更等により追加購入した場合は、都度提出する。
- (2) 契約締結当初は建退共制度の対象労働者を雇用しない等、収納書等の提出が困難な場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面にて監督員に申し出る。
- (3) 収納書等の提出ができない等又は共済証紙を追加購入しなかった場合は、その理由を書面にて監督員に申し出る。

### 2.6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律への対応

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事は、法令に基づき説明、報告等を実施すること。また、原子力機構が届出をする場合には、これに協力する。

## 2.7. 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

- (1) 本工事において、工事实績情報サービスに登録する場合は、あらかじめ監督員の確認を受ける。
- (2) 登録後は直ちに登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。

## 2.8. 下請業者の届出等

- (1) あらかじめ原子力機構が指定した業者あるいは品目仕様については、同等以上とする。
- (2) 請負業者は、事前に素材のメーカー、製作、据付、検査・試験等に使用する主要な下請業者のリストを機構に提出し、監督員の確認を受けること。
- (3) 請負業者は、下請業者の選定にあたって、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。
- (4) 請負業者は、原子力機構の認めた下請業者を変更する場合には、監督員の確認を得るものとする。
- (5) 請負業者は、全ての下請業者に契約要求事項等を十分周知徹底させること。又、下請業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において下請業者が生じさせる可能性のある不適合事案を防止すること。万一、不適合が生じた場合は、3.2 (4)及び(5)に従うものとする。

## 2.9. 特許権等の使用

受注者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を原子力機構が指定した場合は、その履行方法の使用について監督員と協議しなければならない。

## 2.10. 書面の書式及び取扱い

- (1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、原子力機構の様式によるほか、書面の媒体（紙・電子）については、監督員の指示に従う。
- (2) 仕様書において書面により行わなければならないこととされている承諾、指示、協議、報告及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
- (3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき作成し、施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員に提出するとともに、施工体制台帳を工事現場に備える。施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。なお、当該工事に関する工事現場の施工体制を情報通信技術の利用により確認することができる措置（建設キャリアアップシステムの利用など）を講じている場合は施工体制台帳の写しの提出を要しないものとする。

## 2.11. 設計図書等の取扱い

- (1) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。
- (2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。

## 2.12. 機微情報の管理

- (1) 発注図書を含む契約書を除き、原子力機構より貸与された埋設図、配置図、建家等図面及び工事写真並びにその関係資料及びデータ類については機微情報扱いとし、工事終了後速やかに原子力機構へ返却する。
- (2) 原子力機構より提出又は貸与された全ての文書及びデータ並びに受注者が取扱う全ての文書及び電子データは、受注者の責任において第三者に流出することを防止すると共に、情報管理を徹底する。
- (3) 機微情報を扱うコンピュータ類については、ファイル交換ソフトウェアのインストールを禁止する。

## 2.13. 関連工事等の調整

設計図書に明示された他工事および当該工事エリア近傍で実施される工事（以下「関連工事等」という。）について、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。

## 2.14. 疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
- (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項について、記録を整備する。

## 2.15. 軽微な変更

現場の納まり、取合い等の関係で、材料の寸法、取付け位置又は工法を多少変更する若しくは施工上で当然必要と認められる軽微な変更については、受注者の負担において誠実に施工する。

## 2.16. 工事用設備の設置

工事に必要な仮設建物、電気、水、通信設備等の工事用設備の設置については、あらかじめ監督員と協議するものとし、すべて受注者の負担と責任において準備する。設置及び維持管理方法については、原子力機構の承諾を受けること。工事完了後は速やかに撤去し現状復旧する。

なお、作業員宿舍等は原子力機構の事業所構内に設けることはできない。

## 2.17. 工事用地等の使用

### (1) 維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

### (2) 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受

注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに原子力機構の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。

(3) 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

(4) 用地の返還

受注者は、工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに原子力機構に返還しなければならない。工事の完成前に原子力機構が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

(5) 復旧費用の負担

発注者は、工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して原子力機構に異議を申し立てることができない。

(6) 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

2. 18. 工事の一時中止に係る事項

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。

(ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合

(イ) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合

(ウ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合

(エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合

(オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

2. 19. 工期の変更に係る資料の提出

契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。

2. 20. 特許の出願等

工事の施工上の必要から材料、施工方法等を考案し、これに関する特許権等の出願を行う場合は、あらかじめ監督員と協議する。

2. 21. 埋蔵文化財その他の物件

工事の施工にあたり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。その後の措置については、監督員の指示に従うこと。

なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

## 2.22. 関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

## 3. 工事関係図書

### 3.1. 実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、原子力機構の承諾を受ける。
- (2) 実施工程表の作成にあたっては、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 契約書に基づく条件変更又は他の事由により実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、速やかに監督員へ提出する。
- (4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、原子力機構の承諾を受けるとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (5) 監督員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督員に提出する。
- (6) 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

### 3.2. 品質保証計画書

- (1) 受注者は、本件に係る品質管理プロセスを含む品質保証計画書を原子力機構に提出し、原子力機構の確認を得る。
- (2) (2)品質保証計画書は、JEAC4111 又は JIS Q 9001 の要求を満たすものであること。
- (3) 品質保証計画書は以下に示す事項を含めて作成するとともに、記載内容に変更が生じた場合は速やかに改訂管理を行うものとする。
  - ・責任と権限
  - ・要求事項の管理方法(法令・規制要求事項を含む)
  - ・設計の計画(設計レビュー、設計検証及び妥当性確認の方法)
  - ・設計の変更管理
  - ・文書の管理方法
- (4) 受注者は、引合時、契約期間中、組織変更があった時、品質保証計画を変更した時及び不適合が発生した際に原子力機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。
- (5) 請負業者は、発生した不適合について、その内容と原因の調査及び処置案等を速やかに報告書にて報告すること。また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、前述の処置案に再発防止策を含めること。また、不適合に関する報告は以下の項目を含めること。

(A) 不適合の名称	(B) 発生年月日
(C) 発生場所	(D) 事象発生時の状況
(E) 不適合の内容	(F) 不適合の処置方法及び処置結果

### 3.3. 施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作

成し、原子力機構の承諾を受ける。

- (2) 施工計画書の作成にあたり、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 当該工事の着手に先立ち、工事安全、品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書、試験計画書、検査要領書、その他工事に必要な計画書等（以下「施工計画書等」という。）を作成し、原子力機構の承諾を受ける。なお、軽微な作業等の施工計画書等については、記載項目について監督員と協議することができるものとする。
- (4) 施工計画書等の作成にあたっては、作業員の技量・必要資格を確認し、当該作業に適合していることを確認する。
- (5) 施工計画書等の内容を変更する必要がある場合（品質計画以外の軽微なものを除く。）は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう速やかに改訂版を提出し原子力機構の承諾を受ける。
- (6) 工事の施工にあたり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物及び躯体埋設配管、地中埋設配管等に対して、支障をきたさないよう別途監督員が提示する既設設備又は埋設物等の損傷防止のための原子力機構の基準、要領等に基づき探査方法、施工方法等を検討、監督員と協議し、原子力機構の承諾を受けること。また、その内容については、該当する施工計画書等に反映する。

#### 3.4. 施工図等

- (1) 施工図、製作図等は工事の施工又は製作に先立ち作成し、原子力機構の承諾を受ける。ただし、あらかじめ原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 施工図、製作図等の作成にあたり、別契約を含む施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 施工図、製作図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう速やかに改訂版を提出し原子力機構の承諾を受ける。

#### 3.5. リスクアセスメント

当該工事の着手に先立ち、リスクアセスメントを実施し、その結果（作業シート）を、監督員に提出する。なお、リスクアセスメント要領及び様式等は別途監督員より提示する。

#### 3.6. 工事の記録等

- (1) 工事の全般的な経過及び実績を記載した書面を作成する。また、監督員の指示により、工程実績表、出来高調書、その他必要となる図書等を作成する。
- (2) 監督員が指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備する。
- (3) 工事の施工にあたり、試験、検査を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (4) 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を漏れなく整備する。
  - (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
  - (イ) 工事の施工による隠ぺい等で、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
  - (ウ) 一工程の施工を完了した場合

- (エ) 適切な施工であることの証明を監督員から指示された場合
  - (オ) 施工計画書等の品質計画において計画した事項
  - (カ) 改修工事等における既設建家等の現況記録（現況写真等）
- (5) 工事写真の撮影対象は、特記による。特記がなければ、営繕工事写真撮影要領（国営建技第13号）を基本とし、必要に応じ監督員と協議する。
- (6) 工事の記録について請求されたときは、速やかに監督員へ提示又は提出する。

#### 4. 工事現場管理

##### 4.1. 安全文化の醸成

- (1) 機構が実施する「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動」に協力すること。活動施策を以下に示す。
- ① 安全確保を最優先とする。
  - ② 法令及びルール（自ら決めたことや社会との約束）を守る。
  - ③ 現場を重視し、リスクの低減を目指した保安活動に努める。
- (2) 建設部が実施する「建設部安全3原則」を遵守すること。活動施策を以下に示す。
- ① 重大事故防止及び既設設備保護のため、現場と記録の確認を徹底し、事前準備を怠らない。
  - ② 作業手順、ルールを確実に守り、新たなリスクが発生した場合は一度立ち止まる。
  - ③ パトロールを重視し、現場リスクの見える化を図り、基本動作の遵守及び作業環境の改善を繰り返す。

##### 4.2. 周辺公衆への影響について

本工事は構外作業を有するため、騒音、塵埃対策及び第三者との事故防止を図り行うこと。

工事着手に先立ち、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また工事進捗中、定期的に進捗確認を行い、必要に応じて遅延対策を図ること。作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずると共に、災害や盗難その他の事故防止に努めること。

原子力機構の業務は特殊性に富んでいるため事故、火災等が発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものとなることを認識し、安全衛生管理には特に注意を払うこと。また、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等についても、通常において見られないものであれば外部に不安感を与える事に十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法、対策等について原子力機構と綿密に協議する。

工事に起因する第三者の苦情処理及び損害復旧については、受注者の負担と責任により遅滞なく実施する。

##### 4.3. キックオフ会議

工事着手に先立ってキックオフ会議を実施する。キックオフ会議の日時、場所については監督員と協議し決定する。

##### 4.4. 作業責任者等認定制度

- (1) 現場責任者、現場分任責任者については、工事場所の各事業所が実施する認定教育を受講し、所定の理解度が得られた者として認定される必要がある。該当する事業所の作業責任

者等認定制度については、別途監督員より提示する。なお、現場責任者、現場分任責任者の位置にあるものについては、作業員を兼務してはならない。

- (2) 現場責任者は、作業現場の安全管理、作業管理に責任を持ち、規律の維持、労働災害防止に当たる。
- (3) 現場分任責任者は、作業現場に常駐し、現場責任者の指揮・監督の下に、安全管理、施工管理を分任し、規律の維持及び労働災害防止に当たる。

#### 4.5. 計画外作業の禁止

原子力機構が施工計画書等にて承諾していない作業及び承諾されているが必要な手続きが実施されていない作業又は作業当日に予定されていない作業（以下「計画外作業」という。）については禁止とする。

ただし、段取り替え等により、施工計画書等の承諾及び必要な手続きは済んでいるが当日に予定されていない作業が必要となった場合のみ、該当する関係作業を一時中断し、監督員と協議のうえ承諾を得ることにより作業を実施できる。作業の再開にあたっては、再度KY及びTBMを行い作業内容、手順、注意点等について、当該作業員に周知徹底する。

#### 4.6. 施工管理

- (1) 綿密な工程を策定し、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、円滑な進捗を図ること。また、実施工程表は遅滞なく提出し、原子力機構の承諾を受ける。
- (2) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (3) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督員の指示の内容を周知徹底する。また、作業着手前までに、施工計画書等に記載する諸般及び遵守事項を末端の作業員まで周知徹底し、内容を理解させる。

#### 4.7. 監理技術者

- (1) 監理技術者は、工事に相応した能力を有する者とし、工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。
- (2) 監理技術者の資格等の能力を証明する資料を、監督員に提出する。

#### 4.8. 電気保安技術者

- (1) 電気保安技術者は次により、配置は特記による。
  - (ア) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
  - (イ) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- (2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。
- (3) 電気保安技術者は、監督員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

#### 4.9. 工事用電力設備の保安責任者

- (1) 工事用電力設備の保安責任者として、関係法令に基づき有資格者を定め、監督員に報告する。

(2) 保安責任者は、関係法令に基づき、適切な保安業務を行う。

#### 4.10. 施工条件

(1) 施工日及び施工時間は、次による。

(ア) 休日及び夜間の作業は、原則行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。また、休日の現場事務所内作業についても同様とする。なお、休日とは土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び原子力機構創立記念日を指す。

(イ) 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

(ウ) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

(2) (1)以外の施工条件は、特記による。

#### 4.11. 品質管理

(1) 施工計画書等に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。

(2) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

(3) 一工程の施工を完了したとき及び工程途中の各段階においては、受注者による自主検査を行う。また、原則として原子力機構検査員立会いの試験検査においては、対象物及び検査実施状況が識別できる状態表示を行うとともに、自主検査記録を提示する。

(4) 原子力機構が実施する試験検査については、次工程開始前に受検すること。申請書及び報告書の様式等は別途監督員より提示する。

(5) 関係法令、条例等で定められた官公庁等の立会検査及び試験は、原則として事前に予備検査及び試験を行う。

(6) 工事の過程や検査等において不適合が発生した場合は、その名称、発生年月日、場所、発生状況、内容、原因の調査、処置方法及び処置結果を速やかに報告する。また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、不適合管理要領書等を原子力機構に提出し承諾を受けるとともに、速やかに再発防止対策を策定する。

なお、製造メーカーの不具合により品質が満足されなかった時、若しくは懸念される場合においては、必要に応じ外注先まで品質管理の監査を実施することがある。

(7) 原子力機構へ提出が要求されない品質記録データ等に関しては、保証期間内において保管する。また、保証期間を過ぎて保管する場合は、受注者又は製造メーカーの社内基準によるものとする。

(8) 施工及び検査に用いる測定機器、装置、設備及び治工具は機能及び精度を有したものとし、機能を維持するための適切な保守点検を実施する。また、それらの校正記録、試験成績書等を整備する。

#### 4.12. 施工中の安全確保

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（令和元年9月2日付け 国土交通省告示第496号）及び、建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け 建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害

及び事故の防止に努める。また、リスクアセスメントを踏まえた対策についても留意する。

- (2) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (3) 自然災害気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。また、熱中症対策等については、作業時間等を含め機構監督員と詳細を協議のうえ実施するものとする。
- (4) 高齢労働者においては、体力及び体調バランスの低下が著しく、特に夏期の屋外作業においては熱中症発症のリスクが高いため、施工計画書等に高齢労働者の特性を考慮した現場作業の安全・注意事項、体調管理及び熱中症予防対策などを計画すること。
- (5) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して支障をきたさないよう施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。
- (6) 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずる。
- (7) 工事の施工にあたり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督員に報告する。
  - (ア) 事業所外などにおいて付近に住宅等がある場合は、地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。
  - (イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督員に報告のうえ、対応を行う。
- (8) 受注者は、工事現場の運営・管理にあたり、感染症拡大防止対策に配慮する。

#### 4.13. 防火対策

- (1) 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気使用作業とする。火気等の取扱いに十分注意するとともに、器具の使用前点検を実施する。
- (2) 火気使用作業時は、適切な消火設備、防火養生を設けるとともに、火気監視員の配置や可能な限り散水を継続実施するなど、火災の防止措置を講ずる。また、残火確認を実施する。火災予防対策のための原子力機構の基準、要領等については、別途監督員より提示する。なお、火災により生じた損害は、すべて受注者の責任とする。
- (3) 火気使用作業を実施する前に原子力機構の定める手続きを行い承認を得ること。

#### 4.14. 既存設備等の損傷防止

- (1) 着手に先立ち、当該工事に関するリスクアセスメント実施結果、施工計画書等について原子力機構の承諾を受けていることを確認する。また、地中埋設物調査のための試掘を先行して実施する場合においても、同様に確認する。
- (2) 掘削及び削孔作業に際し、受注者及び下請業者を含む作業関係者全員を対象に、別途監督員より提示する【既設埋設物損傷防止ルールの遵守について】の教育を行い、既設埋設物損傷防止の徹底に努める。
- (3) 既設の構造物及び埋設物は、施設を運転するに当たりとても重要な物であるため、施工において万が一でも損傷してはならない。削孔及び掘削作業を行う場合は、建設部手引「既

設埋設物損傷防止管理手引」に定める遵守事項に基づき、既設埋設物の損傷を未然に防ぐための防護措置を講じること。万一毀損した場合は、監督員の指示に従って、受注者の負担と責任において同一材料にて速やかに復旧する。

既設物を防護するための措置事項を以下に示す。

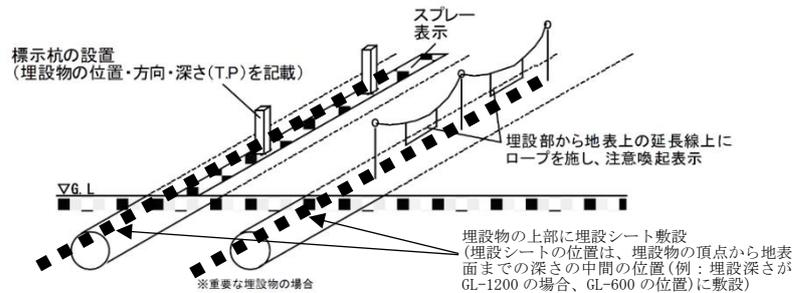
① 既設構造物防護に関する事項

- ・ 既設構造物近傍で重機（バックホウ等）を使用する場合、あらかじめコンパネ等で構造物（躯体壁）を養生すること。
- ・ 構造物に配管、架台等が設置されており、コンパネ等による養生が困難な場合、構造物周囲をバリケード又は単管、コンパネによる囲いを設置し、構造物を防護すること。
- ・ 構造物を養生したコンパネ、バリケード等に「接触注意」等の注意喚起表示を掲示すること。

② 既設埋設物防護に関する事項

1) 地中埋設物の防護

- ・ 構内埋設図に示す既設埋設配管、ケーブルについては、試掘（人力掘削）ですべて現すこと。
- ・ 試掘で現した既設埋設物を埋め戻さず、そのままの状態を維持する場合は、支持杭、親杭及び鋼矢板等を利用し、吊防護等を行うこと。
- ・ 杭設置箇所等は、試掘等の調査をした上で、建設部が実施する技術審議会の承認を得た後、施工に着手すること。
- ・ 試掘で現した既設埋設物については、埋戻し後も深さと位置が分かるように、以下「既設埋設物に対する表示例」を参考に地上表示及び埋設物の上部に埋設シートを敷設すること。



既設埋設物に対する表示例

③ 既設埋設物損傷防止取り組み事項

- ・ 既設埋設物近傍作業においては、施工前打合せ時に埋設物の種別や系統を記載した埋設図、写真等を用いて掘削位置の確認を行うこと。
- ・ 作業当日は既設埋設物の地盤への表示を行い、監督員の立会確認を行うこと。
- ・ 想定外の埋設物が出現した場合、直ちに作業を中断し、監督員へ連絡すること。その後、立会のもと、試掘により埋設物を露出させ、既設ルートの確認及び活線の有無の確認を行い、協議の上、その後の対応を決定すること。

4. 15. 交通安全管理

- (1) 工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。また、届出、申請等の対応につ

いては、受注者の負担と責任において遅滞なく行う。

- (2) 路面の損傷、汚損防止に配慮するとともに、現場周辺の交通に配慮し第三者へ損害を与えないよう注意する。
- (3) 紛争、事故等が生じた場合は、受注者の負担と責任において解決する。また、速やかに事故等の発生日時、場所、原因、被害者情報、対応状況等を監督員に報告する。

#### 4.16. 災害等発生時の安全確保及び通報連絡

災害及び事故又は異常が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに監督員が別途提示する通報連絡基準により、あらゆる手段で原子力機構に通報連絡する。

#### 4.17. 工事安全に関する留意事項等について

##### (1) 新規入場者教育

新規入場者教育は、業種、規模を問わず必ず実施する。また、作業に必要となる法定の安全衛生教育、特別教育等などについて確認する。

##### (2) 危険予知活動等

毎日の作業に先立ち必ずKY及びTBMを現場で実施するとともに、現場代理人等はその内容を確認し掲示を行う。

なお、都合により参加できなかった作業員等に関しても、漏れなくTBM及びKYを実施する。

##### (3) 施工前の打合せ

作業内容、安全対策及び作業に対する原子力機構の指示事項の相互認識を確実にするため、監督員より指示があった場合は、当日の作業予定等について打合せ協議（施工前打合せ）を作業着手前までに実施すること。記録様式、実施時期、その他詳細については、別途監督員より指示する。

##### (4) 危険を伴う作業の事前確認

労働安全衛生法、同施行令により作業主任者を選任すべき作業又は潜在的な危険が想定される作業においては、労働災害を防止するための保護具及び設備等の準備、点検、作業主任者又は監視員等の配置、その他必要な事項について、事前に確認を行う。

なお、各作業における原子力機構の基準、要領等については、別途監督員より提示する。

##### (5) 工事区画の実施

工事区画による立入規制や安全確保のために必要な施策、周知を適切に行い、災害の発生防止に努める。

##### (6) 玉掛け作業

玉掛け作業は「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」（基発第96号）を遵守して行う。

##### (7) 枠組足場

枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（基発1226第2号）による設置を原則とする。

##### (8) 単発的な作業について

リース業者による軽微な資材の搬出入等においても、必ずKY・TBMを実施する。また、事故、既存設備等の損傷防止のため適時安全確認を実施する。

#### (9) 電気工事における注意事項

- ① 高圧での活線作業は禁止とし、活線部近接作業についても原則として行わない。低圧での活線作業についても原則として禁止とするが、やむを得ず活線作業及び活線部近接作業が必要なときは、以下の事項を遵守すること。また、電気災害防止のための原子力機構の基準、要領等については、別途監督員より提示する。
  - 1) 活線作業及び活線部近接作業要領書を提出し、原子力機構の承諾を受けること。
  - 2) 作業区域にある充電部は絶縁用防具で確実に防護するとともに標示を行い、安全な作業空間を確保すること。
  - 3) 作業員には絶縁用保護具を使用すること。
  - 4) 絶縁用保護具、絶縁用防具は使用前点検及び定期的な検査に合格したものを使用すること。
  - 5) 作業員は作業前に検電を実施し、充電範囲を把握すること。
  - 6) 作業指揮者を選任し、作業手順の徹底、作業監視等を実施すること。
  - 7) 電圧測定作業は作業指揮者を定めて2名以上で行うこと。
  - 8) 電圧測定に使用するテスターは“強電用安全テスター”に相当するものを使用し、テストピンの金属部分に絶縁養生を施すこと。
- ② 停電操作においては、停電操作者と機構監督員が立合い、対象遮断器の相互確認を行ってから停電操作を実施する。また、第三者による遮断器の誤投入を防止するために、盤を施錠、及びトラロープ等で囲み、停復電作業、機構監督員の連絡先を提示してから、作業を開始すること。

#### (10) 発電機使用時の注意

現場事務所電源、工事用電源として発電機を持ち込んで使用する時は、取扱い説明書に準拠して必ず保安接地を施したのちに使用すること。また、日常点検を実施すること。なお、使用開始前の点検は、以下の項目を実施すること。

- 1) マフラーに面する床に引火物となるカーボンや枯れ葉等がないこと。
- 2) ドレンホースがラジエターに確実に接続され、また、ドレンホースがマフラーから離れていること。
- 3) 定期的にマフラー内のカーボンの蓄積状況の点検を行うこと。特に、北越工業株式会社製の発電機（45kVA オイルフェンス付（型式：SDG45S-7A8））については、発火発煙が生じた事例があることから、確実に使用開始前の点検を行うこと。

#### (11) 安全掲示板について

安全掲示板等を見やすい場所に設置し、安全目標や作業規制、通報連絡系統、その他必要な周知事項について掲示し、作業員全員へ周知を行う。

#### (12) 安全パトロール

工事期間中は、工事現場内及び周辺の安全パトロールを定期的実施する。

なお、原子力機構が実施する安全パトロールは、安全活動等を確認するものであり、受注者の行うべき安全管理、責任を免除するものではない。原子力機構の指摘、指導があった場合は、速やかに対応する。

#### 4.18. 工事現場に掲げる標識

- (1) 建設業法、同施行規則に基づき、「建設業の許可票」を公衆の見やすい場所に掲示する。
- (2) 労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則に

に基づき、「労災保険関係成立票」を事業場の見やすい場所に掲示する。

- (3) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、「施工体系図」を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示する。
- (4) 建設業法施行規則に基づき、「下請負人に対する通知」を工事現場の見やすい場所に掲示する。
- (5) 「建退共制度改善方策について」（平成 11 年 3 月 18 日労働省、建設省、建退共本部）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和 6 年 12 月 13 日閣議決定）に基づき、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を工事現場の見やすい場所に掲示する。
- (6) 監督員が別途提示する通報連絡基準に基づき提示する「原子力機構の緊急時通報連絡体系図」等を工事現場の見やすい場所に掲示する。また、土木工事安全施工技術指針及び労働安全衛生規則に基づく「緊急時連絡表」を事務所、詰所等の見やすい場所に掲示する。
- (7) 労働安全衛生法、同施行令及び規則に基づき、「作業主任者の氏名及び職務」を作業場の見やすい場所に掲示する。
- (8) 建築基準法、同施行規則に基づき、「建築基準法による確認図表示板」を工事現場の見やすい場所に掲示する。
- (9) その他、関係法令規則等に則り必要に応じて、工事現場の見やすい場所に掲示する。

#### 4. 19. 施工中の環境保全等

- (1) 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日付け 建設省経建発第 3 号）を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。
- (2) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））による安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により、取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
- (3) 工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。

#### 4. 20. 発生材の処理等

- (1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用を努める。

なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。

- (2) 発生材の処理は、次による。

- (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。  
なお、引渡しを要するものは、監督員の指示を受けた場所に保管し、保管したものの調書を作成して監督員に提出する。
- (イ) 特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は、特記による。
- (ウ) 発生材のうち、工事現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。  
なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督員に提出する。
- (エ) (ア)から(ウ)まで以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督員に報告する。
- (3) 工事現場外に搬出処理する発生材は、搬出に先立ち、収集運搬業者及び処理業者の許可証及び契約書の写し、運搬ルート情報等を明確にした建設副産物処理計画書を監督員に提出する。  
処理完了後は産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の写し（建設発生土の場合は処分地及び数量が証明できる資料）及び状況写真、種類別の排出量集計表、その他必要事項を纏めた建設副産物処理報告書を監督員に提出する。  
なお、発生材の発生が僅少である工事等については、監督員と協議することができるものとする。

#### 4. 21. 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

#### 4. 22. 工事目的物等の管理

- (1) 受注者は竣工検査に合格し、原子力機構への引渡し完了するまでは、その工事目的物を管理すること。また、原子力機構がその工事目的物に別途工事、作業を行うときは、協力する。
- (2) 既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な養生を行う。

#### 4. 23. 後片付け

工事の完成にあたり、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

### 5. 材料

#### 5. 1. 環境への配慮

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努めること。

## 5.2. 材料の検査等

- (1) 施工計画書等又は原子力機構の指示に基づき、工事現場に搬入した主要な材料等は検査の申請書を原子力機構へ提出し、種別ごとに原子力機構検査員立会の試験検査を受ける。ただし、あらかじめ原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、原子力機構と協議により抽出検査又は請負業者の自主検査とすることができる。ただし、原子力機構の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 検査の結果、不合格となった材料は、混同を防止する適切な措置を施し、直ちに工事現場外に搬出する。
- (4) 設計図書に定める JIS 若しくは JIS のマーク表示のある材料又は規格、基準等の格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

## 5.3. 材料の保管

現場内に資材、材料等を保管する場合は、原子力機構が指示する位置に整理区分し、不良品又は異物の混入を防止するとともに、表示や荷崩れ、飛散防止対策を行うなど、請負業者の責任において適切に管理を行う。また、搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。

なお、搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないと原子力機構の指示を受けたものは、適切な措置を講じ、工事現場外に搬出する。

## 6. 施工

### 6.1. 施工

施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書等、施工図等に基づくこと。

### 6.2. 一工程の施工の確認及び報告

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員に報告する。

なお、確認及び報告は、原子力機構の承諾を受けた者が行う。

### 6.3. 施工の検査等

- (1) 設計図書に定められた場合又は 6.4 「一工程の施工の確認及び報告」により報告した場合は、監督員の検査を受ける。
- (2) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督員の承諾を受ける。
- (4) 測定値を合否判定に用いる場合には、測定機器は定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を明確にし、提出する。
- (5) 使用前事業者検査対象となる試験検査の判定のために使用する測定機器及び試験装置

は、必要に応じて、定められた期間ごとまたはその使用前に校正及び調整されたもので、かつ、試験成績表を提出し原子力機構の承諾を得たものを使用すること。なお、国家または国際標準までトレーサビリティを証明すること。

- (6) 使用前事業者検査対象設備については、付帯設備であるフェンスを予定する。また、本仕様書に定める試験の他、発注者検査他に対応すること。対象の工種は原子力機構より別途指示する。

#### 6.4. 施工の検査等に伴う試験

- (1) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、監督員の承諾を受けた試験方法による。
- (2) 試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (3) 試験は、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 試験の結果は、監督員に報告する。

#### 6.5. 施工の立会い

- (1) 設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。
- (2) 監督員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。
- (3) 監督員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

#### 6.6. 工法等の提案

設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合、監督員と協議する。

- (ア) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案
- (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案
- (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案

### 7. 竣工検査

原子力機構の実施する竣工検査(一般検査及び技術検査)に合格したことをもって検収とする。

#### 7.1. 一般検査

- (1) 一般検査とは、7.2に定める技術検査以外の検査をいう。
- (2) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合とする。
  - (ア) 監督員の指示を受けた事項が全て完了している。
  - (イ) 工事関係図書の整備が、全て完了している。ただし、仕様書に定める竣工後に提出する図書製本等を除く。
- (3) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(2)の要件を満たすものとする。
- (4) (2)の通知又は(3)の請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (5) 一般検査に必要な資機材、労務等を提供する。

## 7.2. 技術検査

- (1) 技術検査の内容は次による。
  - (ア) 目的物の出来栄え、寸法及び性能並びに関係図書及び試験検査記録の確認。
  - (イ) 発注者が特に必要と認めた事項。
- (2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく技術検査を行う時期は、次による。
  - (ア) 7.1の(2)及び(3)に示す一般検査を行うとき。
  - (イ) 工事施工途中における技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階が特記された場合、その実施する段階に到達したとき。
  - (ウ) 発注者が特に必要と認めたとき。
- (3) 技術検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (4) 技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。

## 8. 週休2日促進工事

本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。

- (1) 週休2日の考え方は以下のとおりである。
  - ①「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
  - ②「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
  - ③「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
  - ④「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
  - ⑤「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
  - ⑥「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (2) 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために

「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- (3) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- (4) 月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に工事費を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち工事費補正分を減額変更する。
- (5) 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- (6) 現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

## 9. 契約不適合責任

検収後に品質上の不適合が発見された場合は、請負業者は直ちに手直しを無償で行うものとする。また、原子力機構は請負業者に対して是正後の保証期間の延長を求めることができるものとする。不適合対応の期間及び保証期間は契約条項によるものとする。

## 10. 完成時の提出図書

表1に提出図書等を示す。

竣工図書の電子データは、電子納品または電子記録媒体（CD又はDVDなど）で納品とし、竣工図書にディスク収納ポケットを張付けて収納すること。

工事写真及び竣工写真の撮影にデジタルカメラを使用する場合には、画像の加工編集は認めない。また、解像度は100万画素以上とする。ただし、原子力機構の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正は認める。

## 11. 電子納品について

本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。以下の条件を満たす場合、情報共有システム（ASP）を活用した電子納品をすることができる。

- ・ 情報を保存するクラウドサービスが「ISMAP」（日本政府のセキュリティ評価制度）に登録されていること。
- ・ 要機密情報を取り扱わないこと。

なお、発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、データ容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、原子力機構の確認を得たうえで決定すること。

表1 提出図書等

図書名	部数	提出先	備考
<b>(契約時)</b>			
工事請負契約書	※	契約担当課	
その他	※	〃	契約部署の指示による
<b>(契約直後)</b>			
工事着工届	1	工事担当課	監督員による確認を受けたのちに提出
現場代理人届 (経歴書共)	1	〃	監督員による確認を受けたのちに提出 変更となる場合は、(変更)版を提出
主任(監理)技術者届 (経歴書共)	1	〃	〃
約定工程表	1	〃	監督員による確認を受けたのちに提出 工期変更を伴う場合は、(変更)版を提出 週休2日促進工事は現場閉所予定日を記載
工所用電力設備の保安責任者通知書	1	〃	〃
品質保証計画書	1	〃	
現場責任者等教育受講申請書	※	※	原子力機構各拠点の規則に基づき、監督員の指示による
<b>(工事中)</b>			
緊急連絡体制	1	〃	緊急時通報連絡体系図等は、監督員より別途提示する。
施工体制台帳	1	〃	写しを提出
施工体系図	1	〃	写しを提出
実施工程表	1	〃	全体工程表 週休2日促進工事は現場閉所日を記載
下請業者の届出について	1	〃	提出を求めた範囲
主要(指定)資材承諾願	1	〃	
工事安全計画書	1	〃	
施工計画書	1	〃	各工種の工事が少量の場合は、複数の工種をまとめて作成可
総合評価計画書・報告書	1	〃	入札時に施工計画またはVE提案を提出した場合
施工図	1	〃	
機器承諾図	1	〃	
試験・検査申請書及び報告書	1	〃	原子力機構の立会試験・検査の請求及び結果の報告
建設副産物処理計画書	1	〃	発生材(建設発生土を含む)の処分計画
工程表(月間、週間工程等)	1	〃	監督員の指示による 週休2日促進工事は現場閉所日を記載
工事進捗状況報告書	1	〃	〃
打合せ議事録	1	〃	受注者、国、自治体等の外部機関と性能・機能に関する取決めを行った場合、設定の考え方を記載し、相互の確認を得ること。
原子力機構各拠点規則による工事図書	※	※	原子力機構各拠点の規則に基づき、監督員の指示による
その他	※	〃	監督員の指示による
<b>(完成時)</b>			

支払内容通知書 兼 竣工届・請求書	1	工事担当課	
予備品明細書、取扱説明書	※	〃	
建設副産物処理報告書	1	〃	発生材（建設発生土を含む）の処分報告
保証書	※	〃	
竣工図書	※	〃	竣工検査時に原図等を確認し、製本版（A4 黒表紙金文字）は竣工後 14 日以内に提出
工事写真	※	〃	竣工写真を含む
電子データ（竣工図，施工図，写真）	※	〃	DVD-R 等、電磁的記録媒体を竣工図書に添付
交通誘導員の出面表	1	〃	監督員の指示による
その他	※	〃	監督員の指示による

※：原子力機構の指示による。（部数には返却分を含めていない。）

## II. 特記事項

### 1. 準備工事

#### 1.1. 伐開除根工

- (1) 施工区域は急傾斜地に立木が生い茂っているため、施工に当たっては安全に十分留意すること。
- (2) 産業廃棄物の運搬・処理・処分については、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承認を得た業者にて行うこと。また、マニフェストシステムに基づく伝票の写し(E表)、電子マニフェストであれば証明書を提出すること。
- (3) 請負者は、伐開除根作業終了後に、原子力機構に報告し、承諾を得た後に、次の作業に着手するものとする。
- (4) 伐木材(枝葉・根)および散乱した枝・葉は、チップ化したのち周辺森林に散布する。
- (5) 伐木材(根)に付着した土砂は、丁寧にふるい分けしたのち処理すること。

#### 1.2. 試掘工事

- (1) 工事区域内には、排水設備、給水設備等が埋設されていることから、本工事を施工する上で、支障する埋設物(支障物という)について、試掘調査を実施するものとする。
- (2) 試掘範囲は、測量が完了した時点で、原子力機構の承諾を得て、試掘を開始する。尚、試掘の結果については、報告書に取り纏めて原子力機構に提出すること。本工事(掘削工事)の着手時期は試掘結果の審議会の承認後となる。
- (3) 試掘は人力機械併用掘削で実施するものとし、埋設物に損傷を与えないように、掘削断面の両側を人力により先行掘削し、埋設物が無いことを確認した上で、バックホウ等により掘削すること。
- (4) 想定外の埋設物が出現した場合、直ちに作業を中止して、原子力機構へ連絡すること。その後、原子力機構の立会のもと、埋設物の確認を行い、協議の上、その後の対応を決定すること。
- (5) 試掘調査の終了後、速やかに支障物移設計画書を作成し、原子力機構の承諾を得ること。支障物移設工事は原子力機構の承諾を得て開始すること。

### 2. モニタリングポスト(MP)撤去工事

- (1) MPは、設計図書に示す撤去範囲に従い、基礎部まで撤去すること。なお、撤去により生じた撤去材については、産業廃棄物として関係法令に基づき適切に処分すること。
- (2) MP内部の機器類は、撤去後、機構が指定する場所へ搬出し、引き渡すこと。
- (3) 解体着手前にアスベスト調査を実施すること。
- (4) アスベスト含有建材の撤去方法及び養生方法等については、4.21.に従うものとする。

### 3. 土工事

- (1) 運搬計画、使用機械、転圧の方法等についての施工計画書を提出し、原子力機構の承諾を得ること。
- (2) 切土中の土質に著しい変化のある場合、または、埋設物を発見した場合は、直ちに原子力機構に報告し、対策を協議すること。切土中にて工事中に湧水があった場合、適当な排水施設を設置し、湧水を区域外に導き切土区域を乾燥させた後、工事を進めること。
- (3) 盛土締固め工事は、天候に留意し、非効率とならないように注意するとともに、必要のあ

る場合は、仮排水施設を設置すること。尚、盛土の路体部（路床盛土下）は現地発生の良質な切土材を流用し、各層ごとの締固めは1層の仕上がり厚 30cm 以下として行うものとする。

- (4) 残土処分は、原子力機構指定場所に仮置きする。仮置き土の形状は原子力機構監督員の指示に従うこと。
- (5) 伐開除根工にて発生した根・葉等および有機質土は極力除却し、盛土を行うこと。
- (6) 有機質土（表土）は、盛土法面表層部の衣土として有効利用すること。
- (7) 掘削（切土）部の法面整形工は、緩んだ転石、浮石等がある場合は整形した法面の安定のために取り除くこと。又、盛土部法面整形は法面の崩壊が起らないように締固めを行うこと。

#### 4. 道路工事

##### 4.1. アスファルト舗装工

- (1) アスファルト舗装工前の路床検査として、路床面の高さ、仕上がり状態等について原子力機構の確認を受けること。
- (2) 盛土区間の路床材（H=1.0m）は、現地発生の良質な切土材を流用し、各層ごとの締固めは1層の仕上がり厚 20cm 以下として行うものとする。現地発生の良質な切土材とは設計 CBR 試験を満足する路床材に適した材料を示す。
- (3) 本線車道の上層路盤材は JIS A 5001 に適合する粒度調整碎石（M-30~0）とし、路盤の厚さは 100 mm を使用し、振動ローラーを使用して確実に締固めること。路盤材の最大乾燥密度は、JIS A 1210 で求めたものを原子力機構へ提出すること。
- (4) 本線車道の下層路盤材は JIS A 5001 に適合する再生碎石（RC-40~0）とし、路盤の厚さは本線車道 150 mm を使用し、振動ローラーを使用して確実に締固めること。路盤材の最大乾燥密度は、JIS A 1210 で求めたものを原子力機構へ提出すること。
- (5) 本線歩道舗装の路盤材は JIS A 5001 に適合する再生碎石（RC-40~0）とし、路盤の厚さは 100 mm を使用し、振動ローラーを使用して確実に締固めること。路盤材の最大乾燥密度は、JIS A 1210 で求めたものを原子力機構へ提出すること。
- (6) 路盤施工時に降雨その他により転圧が不相当なときは、転圧を中止すること。仕上面は、均一な支持力がえられるよう施工すること。舗装の厚さは本線車道は 50 mm、歩道は 30 mm とする。
- (7) 本線車道及び歩道の舗装に使用する材料はプライムコート用乳材（PK-3）、再生加熱アスファルト混合物 密粒度（20）溶融スラグ入とし、原子力機構の承諾を受けること。
- (8) 舗装材の再生加熱アスファルト混合物は原則として製造所で製造するものとし、試験練りを行わない場合は同配合の試験結果を原子力機構へ提出すること。
- (9) 路盤の表面を入念に清掃した後、乳材散布を行うこと。乳材散布は余計な部分に飛散しないように、適宜マスキング等の養生を行うこと。
- (10) 舗装作業時に降雨が予想される場合は、状況に応じて作業日の延期を検討すること。
- (11) その他、標準断面図（アスファルト舗装構成図）に記載されている内容とし、上記、同規定に基づき対応すること。

##### 4.2. コンクリート工

- (1) 本工事で使用する均しコンクリートの仕様は、下表のとおりとする。

工事着手前にコンクリート配合計画書を作成し、原子力機構の承諾を得ること。

指定強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラン (cm)	最大 水セメント 比 (%)以下	粗骨材 最大寸 (mm)	備考
18	8±2.5	60	25又は20	

(2) コンクリート打設

外壁の仕上り面は不陸なく精度良く仕上げ、目地などの取り扱いは設計図による。コンクリート仕上がりの平坦さについては、コンクリート標準示方書に準じる。

(3) コンクリートの養生

打設時のコンクリート温度は 35℃以下に保ち、打込後数日間はコンクリート表面を湿潤状態に保つように、散水シート等による養生を行うこと。

(4) コンクリートの仕上がり

コンクリート表面の処理は、損傷、欠損の補修、目違いの除去、フォームタイ後の充填、付着物除去などを行うこと。不良部分に対する補修は型枠を除去した後できる限り早い時期に行い、補修の材料、工程及び作業法は事前に原子力機構の承認を得なければならない。コンクリートの仕上り精度はコンクリート標準示方書による。

(5) 施工中のコンクリートは、下記に示す試験を行い、その結果は、速やかに原子力機構に報告するものとする。また、試験には必要に応じて原子力機構が立ち会うものとする。

試験項目	頻度	方法	備考
スランプ試験	荷卸し時 1日の打設毎に1回または 構造物の重要度と規模に 応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1 回、及び荷降ろし時に品質 変化が認められたとき。	JIS A 1101	小規模工事で1工種当たりの総 使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工 種1回以上の試験とする。
スランプフロー 試験	同上	JIS A 1150	同上
空気量試験	同上	JIS A 1128 JIS A 1118 JIS A 1116	同上
圧縮強度試験	同上	JIS A 1108	同上 テストピースは打設場所で採取し 1回につき6本採取する(σ 7、σ28)
塩化物イオン量	同上	JIS A 1144	小規模工事で、1工種当たりの使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種 1回以上の試験とする。

#### 4.3. 型枠工

- (1) 型枠のコンクリートに当たる面は平滑で汚点がなく、全体として変形・変位のないよう十分な強度を持つ構造とし、堅固に設置すること。
- (2) 型枠の施工に先立ち施工図を作成し原子力機構の承諾を受けること。

#### 4.4. 排水施設工

- (1) 受注者は、現地の状況により設計図書に示す水路勾配により難しい場合は、原子力機構と協議すること。
- (2) U型側溝、管渠、集水枡基礎の施工にあたっては、不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないようにすること。
- (3) U型側溝、管渠、集水枡の継目部は、付着及び水密性を保持し、段差を生じないようにすること。

#### 4.5. 植生工及び改植工

- (1) 受注者は、植生工及び改植工において現地の状況により設計図書に示す内容により難しい場合は、原子力機構と協議すること。
- (2) 施工直後等の豪雨等により法面の浸食、植生材の流出が生じた場合等、原子力機構と協議すること。
- (3) 改植工の植栽の枯れ木保障については、完成後1年間とする。

#### 4.6. 法面保護工

- (1) 受注者は、現地の状況により設計図書に示す内容により難しい場合は、原子力機構と協議すること。
- (2)
- (3) 切土法面整形後は、地山面を極力荒らさないよう留意すること。
- (4) 施工直後等の豪雨等により法面の浸食、植生材の流出が生じた場合等、原子力機構と協議すること。

### 5. 付帯設備工事

#### 5.1. フェンス設置工

- (1) 工事前において、NO.3周辺の既存フェンス(B1800)の撤去・移設(再設置)を実施すること。
- (2) 舗装工事後、道路に隣接およびNO.23より延伸するフェンス(B2100)を設置し、設置完了後に周辺フェンス(B1800)を撤去すること。
- (3) 周辺フェンス(B1800)の撤去時、金網部の残置ケーブルについては、フェンス撤去前に原子力機構立会いで通電確認を行い、通電されていないことを確認後に撤去作業を行うこと。

#### 5.2. 照明灯工

- (1) 電源ケーブルの施工に先立ち、試掘調査を実施し、既設埋設物の位置、深さ及び埋設状況を確認のうえ施工すること。

- (2) 舗装工事着手前に所定位置へ埋設配管を新設し、配管敷設完了後にケーブルを敷設する。ケーブル敷設後は、所定の試験に合格したことを確認のうえ、ケーブル接続を行うものとする。
- (3) 本工事に伴い支障となる既設配管及び既設配線は、監督員と協議のうえ、撤去範囲及び方法を決定し、可能な限り撤去するものとする。
- (4) 既設ケーブルの用途及び系統を事前に確認し、切替作業に伴う停電が関連設備に影響を及ぼす場合は、監督員と協議のうえ必要な措置を講じて施工すること。
- (5) ケーブルの接続は、原則としてハンドホール内で行うものとし、防水性及び耐久性を有する直線接続材（レジン注入式等）を使用するものとする。
- (6) ケーブル接続完了後は、絶縁抵抗試験等の所定の電気試験を実施し、その結果を監督員に提出し、確認を受けた後に回路の切替を行うものとする。
- (7) すべてのケーブルについて、ハンドホール内に線名札を取り付け、回路の識別を明確にするものとする。
- (8) 使用する電線は、JIS 及び JCS 規格に適合したエコ電線とする。
- (9) 施工にあたっては、既設設備及び関連構造物に損傷を与えないよう十分注意し、関係法令及び基準に基づき必要な処置を施すこと。
- (10) 本工事に伴い停電が発生する場合は、あらかじめ監督員と協議し、停電期間及び作業時間帯を定めるものとする。また、停電時間の短縮に努め、期間内に速やかに復旧しなければならない。

### 5.3. 園路広場整備工

- (1) ボードウォーク工の床材は、再生木材の無垢材を使用し、幅員 2.0m、有効幅員 1.8m とすること。また、雨水排水のため、床材間は 5mm の隙間を設けること。
- (2) ボードウォーク工の床は、両側に落下防止のための地覆を設置すること。地覆の素材は、芯材（アルミ）入りの再生木材とする。
- (3) ボードウォークの基礎は、コンクリート基礎（W2000×D500×690）とする。施工時には、平板載荷試験やサウンディング試験を行い、支持力（32kN/m<sup>2</sup>以上）を確認の上施工すること。
- (4) 階段工は、擬木階段とし、踏面は滑りにくい改良土（t=5cm）とする。
- (5) 階段の幅員は 2.0m とし、両側に 2 段手摺（アルミ製）を設置し、手摺の基礎を兼ねたコンクリートの地覆で立ち上がり部を設けること。

### 5.4. トイレ設置工

- (1) トイレへの給水管は、地下共同溝内の給水管より分岐するものとする。分岐箇所近傍には電気配管が敷設されているため、離隔距離の確保等、施工中及び施工後の安全性及び機能確保に努めること。
- (2) 浄化槽は上部歩行者荷重の 10 人槽（自然流入・自然放流）とする。ブロウ用の電源は、トイレ壁面のコンセントより確保する。臭突管は、トイレ壁面に沿って立ち上げること。
- (3) トイレ基礎は、基礎ピット付とし、基礎設置後の沈下や不均等沈下が生じないよう施工するものとする。基礎施工に際しては、既設埋設管及び周辺構造物に損傷を与えないよう措置を講じるものとする。

- (4) トイレ出入口前に土間コンクリートを施工し、計画高さをトイレフロアレベルと同一に仕上げるものとする。施工にあたっては、周辺土の締固め及びコンクリートの打設・養生を適切に行うものとする。

## 5. 屋外用分電盤設置工

- (1) 既存 HENDEL 建家内の既設配電盤に分岐用遮断器を増設し、当該回路より電灯幹線を分岐供給する。
- (2) 既設配電盤の改造にあたっては、既設機能に支障を与えないよう施工しなければならない。また、施工中の停電範囲及び作業手順については、監督員と協議のうえ実施すること。
- (3) 分岐した電灯幹線は、HENDEL 建家内を経由して地下共同溝内に敷設し、警備詰所外壁に屋外用分電盤を設置のうえ、これに給電する。なお、警備詰所本体の設置工事は本工事に含まない。
- (4) 建家内及び地下共同溝内の配線は、ケーブルラック又は既設支持金物を使用して整然と敷設し、堅固に支持固定すること。
- (5) 地下共同溝から警備詰所までの区間は、地中埋設配管方式により施工するものとする。地中埋設部の配管は原則として FEP 管を使用し、所定の埋設深さを確保するとともに、埋設標識シートを布設すること。
- (6) 地中からの立上り部は、異種管接続材を用いて FEP 管と鋼製電線管を接続するものとし、機械的強度及び防食性能を確保すること。
- (7) 指定防火区画（防火壁又は防火床）を貫通する配管・配線については、関係法令に適合する防火区画貫通処理を行うものとする。貫通処理材は国土交通大臣認定品又は同等品以上とする。
- (8) 警備詰所外壁に設置する屋外用分電盤は、防雨構造とし、施錠可能な構造とする。なお、分電盤の設置位置、取付高さ及び固定方法については、別途工事との工程及び施工条件を調整のうえ決定するものとする。
- (9) 分電盤には主幹遮断器及び分岐遮断器を設け、照明灯、トイレ設備、警備詰所へ電源を供給するものとする。
- (10) 使用する電線は、JIS 及び JCS 規格に適合したエコ電線とする。
- (11) ケーブル敷設及び接続完了後は、絶縁抵抗試験、導通試験等を実施し、その結果を監督員へ提出し、確認を受けた後に送電するものとする。
- (12) 施工にあたっては、別途工事との工程調整を十分に行い、相互に支障を生じないように措置すること。

## 6. 環境保全安全工事

### 6.1. 改植工

- (1) 造成箇所には、植栽工を実施すること。
- (2) 植栽は、主材木としてクロマツ、副材木としてトベラ、肥料木としてアキグミとし、材料、植栽数、植栽間隔等は図面に示すとおりとすること。

### 6.2. 路面清掃

- (1) 構内道路等は、工事車両の通行に伴う路面の埃、泥等の汚れ状況に応じて、適宜路面清掃

を行うこと。

### 6.3. 交通誘導員の配置

- (1) 構工事現場への出入りについては、原子力機構関係者等の通行があることを踏まえ、安全確保及び交通の円滑化を図るため、工事現場出入口に交通誘導員を1名以上配置すること。また、国道接続部については、一般車両及び歩行者の安全確保並びに交通渋滞防止の観点から、交通誘導員を2名以上配置することを前提とし、近隣道路の交通に支障を及ぼさないよう適切に監理を行うこと。

## 7. 仮設工事

### 7.1. 敷鉄板

- (1) 造成箇所には、敷鉄板を配置し、効率的に転用すること。